

住民基本台帳カード・電子証明書の交付申請等一時停止のお知らせ

岩舟町との合併に伴い、次の業務が一時停止となります。

- ▽住民基本台帳カードの交付
- ▽電子証明書の発行
- ▽広域住民票の交付
- ▽住民基本台帳カードによる転出、転入手続き

◆停止期間 4月5日(土)～12日(土)

- ◆本市民生活課 ☎21-2126
- ◆大生活環境課 ☎43-9209
- ◆藤生活環境課 ☎62-0903
- ◆都生活環境課 ☎29-1102
- ◆西生活環境課 ☎92-0306

市役所本庁舎では土曜日窓口を開設

進学や転勤等により住民票等の異動の多い時期の土曜日に窓口を開設します。どうぞお気軽にご利用ください。

◇開設日 3月と4月の土曜日(4月5日の土曜日は、

岩舟町との合併に伴い、コンピュータ設備が停止するため、開設しません)

◇開設時間 8時30分～17時

◇開設窓口 市民生活窓

口・保険医療窓口・税務窓口

※各種取扱業務及び手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

延長窓口を休止します

岩舟町との合併に伴い、コンピュータ設備が停止するため、4月4日(金)の本庁舎及び各総合支所の延長窓口(17時15分～19時)は、誠に申し訳ございませんが、休止させていただきます。

子どもの定期予防接種を受けましょう!

予防接種法に基づく定期

予防接種は、受けるよう努めなければならないこととされています。

対象のお子さんには、通

主な取扱業務	担当課
・住民票写し、戸籍謄抄本等の交付 ・印鑑登録申請、証明書の交付 ・住民異動届、戸籍届の受付など	市民生活課 ☎21-2126
・国民健康保険資格の取得、喪失 ・高額療養費支給申請の受付 ・国民年金保険料免除、学生納付特例申請の受付 ・医療費助成申請の受付 ・後期高齢者医療関係届出の受付	保険医療課 ☎21-2131
・市税等の納付受付 ・各種税証明の交付 (所得証明、課税証明など)	市民税課 ☎21-2261 資産税課 ☎21-2271 収税課 ☎21-2281

市役所の組織が変わります

平成26年度市役所の組織の変更について

○組織機構見直しの目的
市では1市3町合併の直後から、市民目線である、効率的である、行政課題に的確に対応できるという3つの目標を掲げ、組織機構の見直しに取り組んできました。

今回は、本庁舎の移転、岩舟町との合併及び平成27年4月に予定されている地域自治区設置期間満了後の新たな地域自治制度のスタートを踏まえ、新しい

本市の基本的な組織の確立を目指し見直しを実施しました。

○主な変更内容
総合政策部
・「合併推進室」を廃止し、合併に関する事務を総合政策課に引き継ぎます。
・「地域医療対策室」は保健福祉部に移管します。

環境課に「クリーンプラザ担当」を新設します。
▽担当部署が変わります
・集会所：生涯学習課→人権・男女共同参画課
保健福祉部
・総合政策部から「地域医療対策室」が移管されます。
・社会福祉課調査指導担当は社会福祉課「検査指導担当」に名称が変わります。

備に伴い、赤麻保育園を廃止します。
▽担当部署が変わります
・浮浪人、旅行者人等：各総合支所健康福祉課→生活福祉課
・児童保育、児童手当等各種手当、赤ちゃん誕生祝い金、要保護児童対策、DV等：各総合支所健康福祉課→子ども課
・救急医療：西方総合支所健康福祉課→健康増進課

市営住宅等：藤岡総合支所都市建設課→建築課
各総合支所
▽担当部署が変わります
・消防団：各総合支所地域まちづくり課→消防本部消防総務課
・つがの里ファミリパーク、ふるさとセンターパーク：都賀総合支所産業振興課→都賀総合支所都市建設課

土地区画整理事業：都賀総合支所都市建設課、西方総合支所産業建設課→都市計画課
▽本庁の担当課に一元化します
・浮浪人、旅行者人等→生活福祉課
・児童保育、児童手当等各種手当、赤ちゃん誕生祝い金、要保護児童対策、DV等→子ども課
※ただし、各種手続きの受付及び相談業務は、各総合支所健康福祉課でも取り扱います。詳しくは、各総合支所健康福祉課または子ども課へ問い合わせください。

土地区画整理事業：都賀総合支所都市建設課、西方総合支所産業建設課→都市計画課
▽本庁の担当課に一元化します
・浮浪人、旅行者人等→生活福祉課
・児童保育、児童手当等各種手当、赤ちゃん誕生祝い金、要保護児童対策、DV等→子ども課
※ただし、各種手続きの受付及び相談業務は、各総合支所健康福祉課でも取り扱います。詳しくは、各総合支所健康福祉課または子ども課へ問い合わせください。

知書・予診票を個別に送付しています。届きましたら、必ず協力医療機関に予約し、なるべく早期に接種しましょう。

★4月に通知発送する予防接種(カッコ内は対象者)
○ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合1期・BCG・麻しん風しん混合1期 生後2月のころ(平成26年2月生)

○日本脳炎1期 満3歳のころ(平成23年3月生)
※対象者へは、生後2月、満3歳のころに毎月発送します。

○麻しん風しん混合2期 幼稚園・保育園の年長児相当(平成20年4月2日～平成21年4月1日生)

○二種混合 小学6年生相当(平成14年4月2日～平成15年4月1日生)

※麻しん風しん2期と二種混合は接種期限(平成27年3月31日まで)があります。

○日本脳炎 特例対象者

（2期接種の勧奨対象者
平成8年4月2日生～平成9年4月1日生)
※接種不足回数分の予診票を送付します。

※前記以外のお子さんは、接種回数・年齢・時期などに応じて、個々に対応します。最寄りの問合先へ連絡ください。

◆費用 無料
◆持つていくもの ①母子健康手帳②記入した予診票
※何らかの理由で市外の医療機関で受ける場合や、予診票等を紛失してしまった場合は、事前に問合先へ連絡ください。

◆健康増進課 ☎25-3511
◆大健康福祉課 ☎45-1788
◆藤健康福祉課 ☎62-0904
◆都健康福祉課 ☎29-1103
◆西健康福祉課 ☎92-0311

◆所得・課税・住民税決定証明 ○給与特徴の方 5月12日(月)～○普通徴収の方 6月13日(金)～
申請書はホームページからダウンロードできます。
なお、各種証明書交付申請の際に、窓口で本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の提示をお願いしています。

これは、重要な個人情報記載される税証明書を、第三者が不正に取得することを防止するためです。
また、本人及び住民票の世帯が同一ではない方が証明を取りに来られる場合は委任状が必要です。
ご理解とご協力をお願いします。

栃木市消防本部からのお願い



消防法の改正に伴い平成21年6月1日から栃木市ではすべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられ、すでに4年が経過しました。

市での普及率や維持管理状況を確認するために4月から5月中旬の間、消防職員が直接住宅に向き口頭で調査をさせていただきます。

なお、消防車両で職員証等を提示したうえで調査します。消火器や住宅用火災警報器を販売したり、点検を行い金銭を要求することは一切ありません。ご理解とご協力をお願いします。

◆問合先 市消防本部予防課 ☎22-0072 (直)

新年度の証明書発行日

◆持っていくもの ①母子健康手帳②記入した予診票
※何らかの理由で市外の医療機関で受ける場合や、予診票等を紛失してしまった場合は、事前に問合先へ連絡ください。

▽公課証明 5月15日(木)

▽所得・課税・住民税決定証明 ○給与特徴の方 5月12日(月)～○普通徴収の方 6月13日(金)～

申請書はホームページからダウンロードできます。

なお、各種証明書交付申請の際に、窓口で本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の提示をお願いしています。

これは、重要な個人情報記載される税証明書を、第三者が不正に取得することを防止するためです。

また、本人及び住民票の世帯が同一ではない方が証明を取りに来られる場合は委任状が必要です。

ご理解とご協力をお願いします。

軽自動車は所有していることに基いて課税されるので、公道走行をしない車両や現在使用していない車両でも、所有していれば申告が必要になります。

○125cc以下のオートバイや農耕車
◆本市民税課 ☎21-2261
○126cc以上のオートバイ
栃木運輸支局佐野事務所 ☎050-5540-2020
○軽四輪車
○軽自動車検査協会佐野支所 ☎0283-20-6116

軽自動車などの届出はお早めに

軽自動車税は、4月1日現在の名義人が課税の対象となります。(盗難・譲渡などにより、軽自動車などがお手元になくても、届出を行わないと課税されます)

廃車・住所変更・名義変更は、3月中に届出を済ませてください。

乗用装置のあるトラック、フォークリフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象になります。

該当する車両を所有している方、また新たに取得された場合は速やかに軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

軽自動車は所有していることに基いて課税されるので、公道走行をしない車両や現在使用していない車両でも、所有していれば申告が必要になります。

○125cc以下のオートバイや農耕車
◆本市民税課 ☎21-2261
○126cc以上のオートバイ
栃木運輸支局佐野事務所 ☎050-5540-2020
○軽四輪車
○軽自動車検査協会佐野支所 ☎0283-20-6116